

(平成21年8月5日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大分地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 6 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 3 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、役所から郵送されてきた納付書で 3 か月分をまとめて A 郵便局で納めた。未納となっているのに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間である上、申立人は 20 歳到達時から国民年金に加入して国民年金保険料を納付している上、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、社会保険庁の申立人に係る特殊台帳によると、申立人は、申立期間前の昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を 51 年 8 月に過年度納付していることが確認でき、申立人は国民年金保険料の未納解消に努めていたものと推認できる。

さらに、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、役所から郵送されてきた納付書で A 郵便局に納付した。郵便局で納付したのは一度ではない。」と主張しているところ、当該納付書は、社会保険事務所が発行した申立期間に係る過年度納付書であるものと推認でき、申立人の納付意識の高さを踏まえると、あえて申立期間の国民年金保険料を納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの期間及び43年7月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたもの認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から43年3月まで  
② 昭和43年7月から44年3月まで  
③ 昭和44年8月から46年3月まで

申立期間①及び②については、当初は国民年金保険料を納付していなかったが、随分経った後に納付書が送付されてきた。その納付書に記載された金額は4,000円から5,000円くらいだったと思うが、一括納付できない額だったので、相談して3、4回に分割して納付した。

申立期間③については、昭和44年度から現年度納付を始め、銀行や農協の金融機関で国民年金保険料を納付していた。

何度か遅れて納付したこともあるが、未納はないはずであり、約4年間あまりも未納期間があることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人は、「次男が生まれる以前に、それまでの国民年金保険料の未納期間に係る納付書（4,000円から5,000円）が届いたが、一括納付が困難であったため、3、4回に分けて納付した。」と主張しているところ、i) 申立期間①及び②の国民年金保険料の合計額は4,350円であり、申立人の主張する金額とおおむね一致すること、ii) 申立人の次男は昭和44年9月生まれであり、同年7月末までは申立期間①の最初の月（昭和42年4月）は過年度納付が可能であること、iii) 過年度納付は分割納付が可能であることなどから、申立人の主張する納付方法及び納付時期に特に矛盾する点は見受けられず、申立人の主張は基本的に信用できる。

2 申立期間③については、申立人は、申立期間③の国民年金保険料を金融機関で現年度納付した旨を主張しているところ、申立期間③当時は、印紙検認方式による納付が行われていた時期であり、金融機関での国民年金保険料の現年度納付はできなかったものと考えられる上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、当該期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの期間及び43年7月から44年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 大分厚生年金 事案 270

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（34万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年3月1日から同年9月16日まで

社会保険事務所の訪問調査により、A社に勤務していた平成10年3月1日から同年9月16日までの期間に係る標準報酬月額が、遡及して大幅に引き下げられていることが判明した。当該処理には納得できないので元の標準報酬月額に訂正して欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成10年9月16日、申立期間に係る標準報酬月額は、20万円とされている。

しかしながら、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する34万円とされていたところ、申立人が、A社の被保険者資格を喪失した平成10年9月16日の後の同年11月11日付けで、遡及して20万円に訂正されていることが確認できる上、申立人以外の6人についても、申立人と同様に10年11月11日付けで遡及して標準報酬月額の訂正処理がされていることが確認できる。

また、元事業主及び元同僚は、「申立期間当時、事業所は経営状況が悪く、社会保険料を滞納しており、賃金も未払い等があった。」旨の証言をしている。

なお、申立人は、申立期間当時、取締役の役職であったが、申立期間において雇用保険の加入記録が確認できること及び当時の事業主の証言から、当該事業所において、社会保険業務に関する権限を有していなかったもの

と認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、かかる処理を行う合理的理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 34 万円に訂正することが必要と認められる。

## 大分厚生年金 事案 271

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（36万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月1日から同年9月16日まで  
社会保険事務所の訪問調査により、A社に勤務していた平成10年3月1日から同年9月16日までの期間に係る標準報酬月額が、遡<sup>そきゆう</sup>及して大幅に引き下げられていることが判明した。当該処理には納得できないので元の標準報酬月額に訂正して欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成10年9月16日、申立期間に係る標準報酬月額は、20万円とされている。

しかしながら、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する36万円とされていたところ、申立人が、A社の被保険者資格を喪失した平成10年9月16日の後の同年11月11日付けで、遡<sup>そきゆう</sup>及して20万円に訂正されていることが確認できる上、申立人以外の6人についても、申立人と同様に10年11月11日付けで遡<sup>そきゆう</sup>及して標準報酬月額の訂正処理がされていることが確認できる。

また、元事業主及び元同僚は、「申立期間当時、事業所は経営状況が悪く、社会保険料を滞納しており、賃金も未払い等があった。」旨の証言をしている。

なお、申立人は、申立期間当時、取締役の役職であったが、申立期間に係る雇用保険被保険者資格記録が確認できること及び当時の事業主の証言

から、当該事業所において、社会保険業務に関する権限を有していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、かかる処理を行う合理的理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 36 万円に訂正することが必要と認められる。



## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額（22万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年3月1日から同年9月16日まで

社会保険事務所の訪問調査により、A社に勤務していた平成10年3月1日から同年9月16日までの期間に係る標準報酬月額が、遡及して大幅に引き下げられていることが判明した。当該処理には納得できないので元の標準報酬月額に訂正して欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成10年9月16日、申立期間に係る標準報酬月額は、15万円とされている。

しかしながら、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する22万円とされていたところ、申立人が、同社の被保険者資格を喪失した平成10年9月16日の後の同年11月11日付けで、遡及して15万円に訂正されていることが確認できる上、申立人以外の6人についても、申立人と同様に10年11月11日付けで遡及して標準報酬月額の訂正処理がされていることが確認できる。

また、元事業主及び元同僚は、「申立期間当時、事業所は経営状況が悪く、社会保険料を滞納しており、賃金等も未払い等があった。」旨の証言をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、かかる処理を行う合理的理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る

標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 22 万円に訂正することが必要と認められる。

## 大分厚生年金 事案 273

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（41 万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 41 万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月 1 日から 6 年 5 月 21 日まで

私は、平成 3 年 3 月 1 日から 6 年 5 月 20 日まで A 社に勤務したが、この間、給与が引き下げられたことは無い。社会保険事務所の記録によれば、申立期間の標準報酬月額が 20 万円に引き下げられているが、納得できない。

私が所持する給与支給明細書で分かると思うので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成 6 年 5 月 21 日、申立期間に係る標準報酬月額は、20 万円とされている。

しかしながら、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する 41 万円とされていたところ、申立人が、A 社の被保険者資格を喪失した平成 6 年 5 月 21 日の後の 7 年 10 月 12 日付けで、申立期間の標準報酬月額を遡<sup>そきゅう</sup>及して 20 万円に訂正されていることが確認できる上、申立人以外の 16 人についても、申立人と同様に 7 年 10 月 12 日付けで遡<sup>そきゅう</sup>及して標準報酬月額の訂正処理がされていることが確認できる。

また、申立人が所持する申立期間の一部の給与明細書によると、訂正処理される前の標準報酬月額と一致する保険料が控除されていたことが確認できる。

さらに、当時の社会保険の事務担当者は、「会社は保険料滞納状態で、社

会保険事務所に呼ばれたこともあった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、かかる処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要であると認められる。

## 大分厚生年金 事案 274

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（24万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から6年6月1日まで

私は、昭和60年7月1日から平成6年6月30日までA社に勤務したが、この間、給与が引き下げられたことは無い。社会保険事務所の記録によれば、申立期間の標準報酬月額が15万円に引き下げられており納得できないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成6年7月1日、申立期間に係る標準報酬月額は、15万円とされている。

しかしながら、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する24万円とされていたところ、申立人が、A社の被保険者資格を喪失した平成6年7月1日の後の7年10月12日付けで申立期間の標準報酬月額を<sup>そきゅう</sup>遡及して15万円に訂正されていることが確認できる上、申立人以外の16人についても、申立人と同様に7年10月12日付けで<sup>そきゅう</sup>遡及して標準報酬月額の訂正処理がされていることが確認できる。

また、元同僚が所持する申立期間の一部の給与明細書によると、訂正処理される前の標準報酬月額と一致する保険料が控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人は、「申立期間当時は、会社は保険料滞納状態で、社会保険事務所に呼ばれたこともあった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額につい

て、かかる処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た24万円と訂正することが必要であると認められる。

## 大分厚生年金 事案 275

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年5月1日から39年4月18日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年5月1日に、資格喪失日に係る記録を39年4月18日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月1日から40年4月29日まで

私は、事業主の親戚である知人の紹介により、申立期間においてA社に入社し、するめ加工の業務に従事した。私と一緒に同社に入社し、同じ業務に従事していた友人には厚生年金保険の加入記録が確認できるのに、私には確認できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容に係る具体的な供述及び申立人と同時期に勤務していたとする同職種の元同僚の証言から、申立人が、申立期間のうち、昭和38年5月1日から39年4月17日までの期間について、A社において勤務していたことが推認できる。

また、申立人と同時期にA社に勤務していたとする同職種の複数の元同僚に照会した結果、「申立人と同時期にA社に入社し、申立人と同様の業務に従事した。当時の同社の従業員数は15人程度いた。」「入社時の従業員数は15人ほどいて、アルバイトのような者はいなかった。申立人は、正規の従業員であり厚生年金保険に加入していたと思う。」との証言が得られ、当該元同僚には、厚生年金保険被保険者の記録が確認できる。

さらに、申立人と元同僚の記憶する従業員数と申立期間当時の社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致することから、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年5月1日から39年4月18日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する同職種の元同僚の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は現存していない上、当時の代表者も居所不明であり確認することはできないが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年5月から39年3月までの厚生年金保険料について納入の告知を行なっておらず、事業主は、38年5月1日から39年4月18日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月18日から40年4月28日までの期間において、A社に勤務していたと主張しているものの、同職種の元同僚は、「私は婚姻のため、申立人よりも私が先に退職したので、申立人の退職日などは分からない。」と証言している上、元同僚から申立人が39年4月18日以降も同社で継続して勤務していることをうかがわせる証言を得ることができず、勤務期間等を確認することができない。

このほか、当該期間に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 大分国民年金 事案 573

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 58 年 3 月まで

私は、昭和 58 年ごろ、実姉から、「国民年金に加入して納めていかなければ高齢になって年金をもらえない。」と聞いて、直ちに A 町役場の年金窓口にいき国民年金の加入手続をした。その時、知人の同役場年金担当者から、「会社から厚生年金保険の加入期間証明をもらってきてください。」と説明を受けるとともに、「2 年間さかのぼって国民年金保険料を納付して、今後怠りなく保険料を納付していけば、高齢時には年金がもらえます。」と言われ、当時、28 万数千円を支払い、以後すべての期間を納付してきた。

平成 20 年 2 月に 65 歳になり、年金受給請求に行った際、申立期間の 2 年間で未納であることを知った。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人は、昭和 58 年ごろに国民年金に加入し、それ以前の未納分を過年度納付し、58 年度以降は現年度納付した旨を主張しているところ、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿及び A 町保管の国民年金被保険者名簿の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 60 年 5 月以降に払い出された上で、直後の 60 年 7 月にその時点でさかのぼって納付可能な 58 年 4 月から 60 年 1 月までの期間の国民年金保険料 13 万 2,160 円を、60 年 8 月に同年 1 月及び 2 月の国民年金保険料 1 万 2,440 円を、それぞれ過年度納付

(過年度納付した国民年金保険料の合計は14万4,600円である。)しており、60年度以降は現年度納付していることが確認できる。これは、申立人が主張する納付方法とおおむね一致しており、申立人は、当該過年度納付した時期及び納付金額について思い違いしている可能性が否定できない。

ちなみに、申立人は、昭和58年11月9日に以前勤務していた事業所が発行したと思われる「厚生年金加入証明書」を所持しており、当該証明書は、当時のA町役場の年金担当者であったB氏の指示により取得したものである旨を主張しているところ、C県国民年金市町村事務担当者名簿及びA町保管の年金担当職員構成表の記録によると、B氏が国民年金業務に携わった期間は、59年4月1日から61年3月31日までであったことが確認でき、申立人が主張する58年ごろには、B氏はA町の年金業務に従事していなかったものと認められ、申立人の主張する内容には客観的な事実と相違する点が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から同年7月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から同年7月まで

私は、平成12年6月7日にA市のB病院に入院し、その疾病により障害年金の裁定請求のため社会保険事務所に行った。そこで、私の国民年金の加入期間について、国民年金保険料の納付要件を満たしていないとの理由で障害年金裁定請求は却下となった。納付要件を満たさない理由として、申立期間が保険料納付済み期間もしくは申請免除期間となっていないことによるとされた。

しかしながら、私は、平成11年5月ごろにC県D町役場の年金係で申請免除に係る手続を行ったはずであり、申立期間が申請免除期間となっていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む平成11年度の申請免除に係る手続を平成11年5月ごろに行ったと主張しているところ、社会保険庁の申立人に係るオンライン記録によると、平成11年度の免除申請は同年9月22日に行われていることが確認でき、このことにより、社会保険庁では、申請月の前月である11年8月から12年3月までの期間を申請免除期間として認定しており、当該事務処理について不自然な処理は見受けられない。

また、社会保険庁の申立人に係る納付記録から、申立期間の国民年金保険料は、平成13年5月から同年8月までの各月にそれぞれ1か月分ずつ過年度納付されていることが確認できることから、通常、申請免除期間については過年度納付書が発行されることはないことから、申立期間は、当初から国民年金の未納期間であったものと推認される。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出され

ていたことをうかがわせる事情、及び申立期間の国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月から平成3年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年8月から平成3年7月まで

私は、申立期間当時、地区の納付組織による集金により国民年金保険料を納付したり、私自身が直接町役場の窓口で保険料を納めていた時期もある。

また、平成3年に2、3年分の国民年金保険料をまとめて納付した記憶もあるので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年7月ごろ、夫婦二人分の国民年金保険料を2年間分くらい一括納付した旨を主張しているところ、この時点では、申立期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、社会保険庁のオンライン記録で申請免除期間とされている申立期間の一部についても、国民年金保険料を追納した形跡は見当たらない。

また、申立人は、昭和49年11月に旧A市で夫婦二人分の国民年金加入手続きをし、夫婦二人分の国民年金保険料を納めていたと主張しているところ、申立人の元妻は、平成9年10月に国民年金の資格を取得するまで、申立期間を含め、国民年金に未加入であったことが確認できる上、ほかに申立人の申立期間に係る保険料が納付されたことがわかる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間は96か月と長期間である上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立期間以外にも国民年金の未納及び未加入期間が散見される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 2 月まで

私は、昭和 35 年 12 月から A 市の B 社に住み込みで働いており、その後、国民年金制度が始まり、父親が私の国民年金の加入手続を行った上で、国民年金保険料を納めてくれていた。

昭和 40 年 3 月に会社を辞め国民年金の加入手続に行った際、A 市役所の年金窓口の職員から、「あなたは国民年金に加入していますよ。」と聞いたので、父親が国民年金保険料を納付してくれていたのは事実だった、とその時確認した。

今回、「年金特別便」が届いたのだが、申立期間の記録が消えていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親は既に死亡していることから、申立期間における保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立人の父親が国民年金制度発足と同時に申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた旨を主張しているところ、社会保険庁の記録から、申立人は厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 40 年 3 月 28 日を資格取得日として、国民年金に加入していることが確認できる上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料は、申立期間を通じて申立人の父親がA市で納付したと主張しているところ、申立人の戸籍の附票によると、申立期間のうち昭和37年8月から40年3月末まではC市に住民登録していたことが確認できることから、申立人が主張するA市での国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、当時住んでいたお寺の住職か住職の奥さんが納付してくれたと思う。また、明確な記憶はないが、私が納付した期間もあるかもしれない。

当時、住職から、「100 円払うと年金がもらえる。」と聞いたのをはっきり覚えており、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の国民年金の加入手続や申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたとするお寺の住職及び住職の妻は既に亡くなっていることから、申立期間における国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険庁の申立人に係る特殊台帳及び国民年金手帳記号番号前後の被保険者記録から、申立人は、昭和 40 年 4 月ごろに国民年金への加入手続を行った上で同年同月から国民年金保険料を現年度納付していることが確認でき、この時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続や申立期間の国民年金保険料納付についての記憶が曖昧であり、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断



すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大分国民年金 事案 580

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から60年3月まで  
時期は分からないが、国民年金保険料の未納分として約20万円の請求があり、一度に支払いができないため、月々の支払いにして保険料を全額納付した。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付についての記憶は明確でないため、当時の納付状況等が不明である。

また、申立人は、国民年金保険料の未納分として約20万円の請求があり、分割して保険料を全額納付したので、未納期間はない旨を主張しているところ、社会保険庁の申立人に係るオンライン記録によると、i) 申立人は、平成6年9月から8年8月までに、昭和60年4月から62年3月までの申請免除期間の国民年金保険料を追納していること、ii) 当該申請免除期間を追納した保険料の合計額は20万7,690円であり、申立人の主張する金額とほぼ一致することから、申立人は納付した期間を錯誤している可能性が考えられる。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情、及び申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 267

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、中学卒業後、昭和 35 年 4 月に A 社に就職し 38 年 3 月まで同社に継続して勤務していたのに、この間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人の記憶する事業主の氏名等が商業登記簿謄本の事業主名と一致する A 社が存在していることが確認できるところ、勤務内容に係る申立人の供述から、申立人が同社に勤務していたことを一応推認することができる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録では、A 社は厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、当該事業所は既に解散し、事業主からも証言等を得ることができず、当時の状況が確認できない。

また、申立人は複数の元同僚の氏名を記憶しているものの、当該同僚を特定することができず、連絡先も不明であることから、当時の状況について証言を得ることもできない。

ちなみに、社会保険庁の記録から、申立事業所と同一名称の事業所（同一県内の事業所ではあるが、所在地及び事業主が相違）は、適用事業所としての記録が確認できたが、当該事業所に係る被保険者記録を確認した結果、申立人の氏名及び申立人が記憶する複数の元同僚の氏名を認めることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和15年ごろから20年8月ごろまで

私は、昭和15年ごろから20年8月ごろまでの期間においてA社に勤務していたのに、この期間の厚生年金保険の加入記録がない。

勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述から、申立人が、申立期間当時、B社(旧A社)C所に勤務していた可能性は認められる。

しかしながら、B社C所に照会した結果、申立人が同社に在籍していた記録は無く、勤務していたことの確認はできない。

また、社会保険事務所が保管するA社C所の厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名は確認できない上、申立人は、当時の元同僚等についての記憶が無く、元同僚等からの証言を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

なお、B社C所によると、「申立期間当時のA社C所は、指定共済組合(財団法人D共済組合)となっており、同組合は、労働者年金法が施行された昭和17年6月以前に入社した者のうち、同組合が廃止となった昭和23年7月以前に退職した者については、退職時に一時金を支給する規則があり、厚生年金保険の適用除外であった。」とのことであり、仮に申立人が、申立期間当時、B社(旧A社)C所に勤務していたとしても厚生年金保険の適用除外になっていたものと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 269 (事案 188 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月から 58 年 4 月 1 日まで  
A社に勤務していたときの給与に対し、厚生年金の標準報酬月額が不当に低額な標準報酬月額として記録されているので、元同僚等に再度聴取し、再調査のうえ訂正してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社が退職共済に加入していたB会(現独立行政法人C)が保管する資料から、申立人の申立期間の基本給が確認でき、その基本給に各種手当を加算すると標準報酬月額とおおむね一致する上、申立人と同じ役職であった元同僚の標準報酬月額を比較しても、申立人の標準報酬月額が不当に低額であったということがうかがえないことから、申立期間について申立人が主張する報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、事業所が保管していた被保険者標準報酬月額決定通知書及び被保険者資格通知書に記載されている昭和 57 年度の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録及び申立人に係る厚生年金保険被保険者原票に記載されている標準報酬月額と一致する。

さらに、事業所は、「社会保険事務所に届出をした標準報酬月額に係る保険料を給与から控除していたので、それ以上の保険料を給与から控除することはな。」、「A社は、社会福祉法人であり、県から補助金を受給していたため、毎年県の監査が入り会計や給与は全てチェックされていたので、不正経理はありえない。」と回答している。

これらのことから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 19 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、元同僚等から再度聴取を行い、正しい標準報酬月額に訂正してほしいと主張しているものの、元同僚等に再度照会しても、委員会の当初の決定

を変更すべき新たな事情は認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。